

令和3年6月29日（火）

令和3年度
紀の川市地域公共交通活性化再生協議会
（第1回）

議案書

【時間】 午前9時45分から

【場所】 紀の川市役所 本庁舎2階 市民協働スペース

内容

| | |
|--------------------------------|--------|
| 会議次第 | - 1 - |
| 出席者名簿..... | - 2 - |
| 議案第 1 号..... | - 3 - |
| 議案第 2 号..... | - 6 - |
| 議案第 3 号..... | - 9 - |
| 議案第 4 号..... | - 10 - |
| 議案第 5 号..... | - 11 - |
| 議案第 6 号..... | - 12 - |
| 議案第 7 号..... | - 13 - |
| 【参考】紀の川市地域公共交通活性化再生協議会 規約..... | - 14 - |

会議次第

1. 開 会
2. あ い さ つ
3. 出席者紹介
4. 議 事
 - i. 議案第1号
 - ▼令和2年度事業報告について
 - ・資料1のとおり
 - ii. 議案第2号
 - ▼令和2年度会計歳入歳出決算について
 - ・資料2のとおり
 - iii. 議案第3号
 - ▼令和3年度事業計画（案）について
 - ・別冊資料のとおり
 - iv. 議案第4号
 - ▼令和3年度会計歳入歳出予算（案）について
 - v. 議案第5号
 - ▼地域巡回バスのダイヤおよび路線改正後の「神領北」～「登尾」区間のフリー乗降化について
 - ・別冊資料のとおり
 - vi. 議案第6号
 - ▼地域巡回バスダイヤおよび路線改正後における桃山鞆淵コース・細野貴志川コース運行車両の移動円滑化基準適用除外等について
 - ・別冊資料のとおり
 - vii. 議案第7号
 - ▼デマンド型乗合タクシー（赤沼田名手駅前路線）の路線の延長等について
 - ・別冊資料のとおり
5. そ の 他
6. 閉 会

出席者名簿

| 規約第4条に基づく位置付け | 所属 | 職名 | 氏名 | 備考 |
|--|--------------------------|-----------|--------|--------------|
| (1)紀の川市の指名する者 | 紀の川市福祉部 | 部長 | 若林 伸彦 | |
| | 紀の川市農林商工部 | 部長 | 西田 吉雄 | |
| | 紀の川市建設部 | 部長 | 井ノ上 益秀 | |
| (2)法第2条第2号に掲げる公共交通事業者等及びその組織する団体が推薦する者 | 和歌山バス那賀株式会社 | 常務取締役支配人 | 森川 圭治 | 代理出席 |
| | 有田交通株式会社 | 課長 | 新谷 安孝 | 代理出席 |
| | 株式会社有交紀北 | 代表取締役 | 西脇 正宜 | |
| | 公益社団法人 和歌山県バス協会 | 専務理事 | 森下 清司 | |
| | 一般社団法人 和歌山県タクシー協会 | 副会長 | 西脇 正宜 | 代理出席 |
| | 和歌山県交通運輸産業 労働組合協議会 | 委員長 | 坂前 吉信 | |
| | 西日本旅客鉄道株式会社 和歌山支社 | 総務企画課長 | 藤原 鋭 | 代理出席 |
| | 和歌山電鐵株式会社 | 総務企画部長 | 麻生 剛史 | 代理出席 |
| (3)住民又は利用者の代表 | 打田地区区長会 | 会長 | 瀧本 喜代志 | |
| | 粉河地区区長会 | 会長 | 辻 和良 | |
| | 桃山地区区長会 | 会長 | 大西 吉生 | |
| | 貴志川地区区長会 | 会長 | 森 伸一 | |
| | 紀の川市身体障害者連盟 | 会長 | 川嶋 至 | |
| (4)近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者 | 和歌山運輸支局 | 首席運輸企画専門官 | 黒坂 直樹 | |
| | 和歌山運輸支局 | 首席運輸企画専門官 | 原田 晋司 | |
| (5)岩出警察署長又はその指名する者 | 岩出警察署 | 交通課長 | 中村 篤 | |
| (6)道路管理者、学識経験者その他の協議会が必要と認める者 | 近畿大学生物理工学部 | 講師 | 山田 崇史 | 副会長 |
| | 和歌山河川国道事務所 和歌山国道維持出張所 | 所長 | 中井 哲士 | |
| | 和歌山県企画部地域振興局 総合交通政策課 | 副課長 | 伊藤 眞一 | 監査委員 代理出席 |
| | 那賀振興局建設部 | 副部長 | 中村 展久 | |
| | 岩出市総務部総務課 | 副課長 | 高井 克訓 | 監査委員 代理出席 |
| ご欠席 | 紀の川市 | 副市長 | 林 信良 | 会長 |
| | 那賀地区区長会 | 会長 | 谷 政芳 | |

議案第 1 号

令和 2 年度事業報告について

- 前年度紀の川市地域公共交通活性化再生協議会事業について報告するとともに、結果について承認を求める。

資料 1 のとおり

令和 3 年 6 月 2 9 日提出

■事業の概要及び地域巡回バス利用実績・市運行補助金の状況

1. 紀の川市地域巡回バスの概要

- 運行主体：紀の川市
- 運行事業者：
 - 和歌山バス那賀株式会社：粉河那賀・桃山路線
 - 有田交通株式会社：貴志川路線
 - 株式会社有交紀北：赤沼田名手駅前路線



2. 利用実績及び市運行補助金の支出状況 (集計期間は、4/1～翌3/31)

● 地域巡回バス利用実績

| 路線名称 | 利用実績 (R01) | 利用実績 (R02) | 前年比 | 国庫補助対象 |
|---------|---------------|---------------|-------|--------------------|
| 粉 河 那 賀 | 14,524 人 | 11,010 人 | 75.8% | うち、2 コース (全 4 コース) |
| 桃 山 | 12,141 人 | 9,293 人 | 76.5% | うち、2 コース (全 3 コース) |
| 貴 志 川 | 8,769 人 | 6,741 人 | 76.9% | 対象外 |
| 赤沼田名手駅前 | 101 人 | 25 人 | 24.8% | 対象外 (デマンド型乗合交通) |
| 合 計 | 35,535 人 | 27,069 人 | 76.2% | |

● 市運行補助金の支出状況 (集計期間は、4/1～翌3/31)

| 区分 | | 路線名 | R01 実績(円) | R02 実績(円) | 前年比 |
|------------------|---------|---------|------------|------------|--------|
| 経費 | 運行経費 | 粉河那賀・桃山 | 49,775,250 | 50,410,850 | 101.3% |
| | | 貴志川 | 12,313,416 | 12,314,841 | 100.0% |
| | | 赤沼田名手駅前 | 213,010 | 57,500 | 27.0% |
| | 経 費 合 計 | | 62,301,676 | 62,783,191 | 100.8% |
| 収入 (補助額) | 運賃収入 | 粉河那賀・桃山 | 1,514,471 | 1,063,981 | 70.3% |
| | | 貴志川 | 626,140 | 418,640 | 66.9% |
| | | 赤沼田名手駅前 | 20,200 | 4,800 | 23.8% |
| | 国庫補助 | 粉河那賀・桃山 | 15,648,000 | 13,769,000 | 88.0% |
| | 収 入 合 計 | | 17,808,811 | 15,256,421 | 85.7% |
| 市補助金 (経費合計－収入合計) | | | 44,492,865 | 47,526,770 | 106.8% |

3. 地域公共交通確保維持改善事業（国庫補助対象路線）の状況（事業年度は、10/1～翌9/30）

令和2年度事業は、令和元年10月1日～令和2年9月30日までとなります。

- 【Plan】 目的・計画・目標
 - 事業の目的・目標
 - 高齢者等の交通弱者の日常的な移動手段の確保、公共交通空白地域の解消
 - 安定した路線維持、サービス供給が行えるように、路線ごとの利用者数を目標設定
 - 事業の計画
 - 定時定路線による、1/1～1/3の三が日を除く毎日運行

- 【Do】 ネットワーク計画等の取組み（○の数字は回数）
 - 粉河・貴志川高校の新入生説明会の資料として、時刻表等を配布（R02.3）
 - 住民説明会・意見交換会等（R01.10、11、12、R02.1②、2）
 - 市広報紙での利用促進等（R01.11、R02.2、3、4） その他、市フェイスブックでの投稿

- 【Check】 実施状況、目標の達成
 - 計画どおり、1/1～1/3の三が日を除く毎日運行
 - 山間部を含めたきめ細かな路線設定により、市内公共交通空白地域の解消に努めた
 - 路線ごとの目標利用者数等と実績は下表のとおり

| 路線名称 | 令和2年度（目標） | | 令和2年度（実績） | | 結果 |
|------|-----------|------------|-----------|------------|------|
| | 利用者数 | 1日当たりの利用者数 | 利用者数 | 1日当たりの利用者数 | |
| 粉河那賀 | 14,807人 | 40.8人/日 | 12,211人 | 33.6人/日 | 目標未達 |
| 桃山 | 11,635人 | 32.1人/日 | 9,782人 | 26.9人/日 | 目標未達 |

- 【Action】 今後の課題・対応
 - 平成31年3月に策定した紀の川市地域公共交通網形成計画をもとに、持続可能な地域公共交通網を構築するため令和3年10月より地域巡回バスの路線・ダイヤ改正を実施し、利用実態に応じた適材適所のサービスの提供を図る。
 - 広報紙等を活用し、地域公共交通の利用者数等の情報発信を継続的に実施する。
 - 現在の地域公共交通網をより良くするだけでなく、新たにネットワークを構築することも視野に入れ、検討を進める。
 - 改正後は、各路線の「利用者1人当たりの市負担額」や「バス停における乗降者数」を指標として用い、協議会で合意形成がなされている水準を満たさない場合には、本格運行時に路線やバス停の見直しを検討する。

議案第 2 号

令和 2 年度会計歳入歳出決算について

- 前年度紀の川市地域公共交通活性化再生協議会会計歳入歳出決算について、承認を求める。

資料 2 のとおり

令和 3 年 6 月 2 9 日提出

令和2年度会計歳入歳出決算について

自：令和2年4月1日
至：令和3年3月31日

■歳入の部

| 款 | 項 | 目 | 【予算額】 | 【流用充用】 | 【内容】 | 【歳入済額】 | | 【比較額】 |
|-----|-----|-----|-----------|--------|-----------------------------------|-----------|-----------|-------------|
| 負担金 | 負担金 | 負担金 | 4,635,000 | 0 | 紀の川市負担金①②（和歌山電 鉄貴志川線調査事業実施） | 236,000 | 2,263,000 | ▲ 2,372,000 |
| | | | | | 紀の川市負担金③（形成計画の達 成状況の評価に係る事業委託） | 2,027,000 | | |
| 補助金 | 補助金 | 補助金 | 1,163,000 | 0 | 国庫補助金 | 1,163,000 | 1,163,000 | 0 |
| 繰越金 | 繰越金 | 繰越金 | 1,000 | 0 | 前年度繰越金 | 1,102 | 1,102 | 102 |
| 諸収入 | 諸収入 | 雑入 | 0 | 0 | 貯金利息 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | | | 5,799,000 | 0 | | 3,427,102 | 3,427,102 | ▲ 2,371,898 |

■歳出の部

| 款 | 項 | 目 | 【予算額】 | 【流用充用】 | 【内容】 | 【歳出済額】 | | 【比較額】 |
|-----|-----|-----|-----------|--------|--------------------------------|-----------|-----------|-------------|
| 運営費 | 会議費 | 会議費 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 |
| | 事務費 | 事務費 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 |
| 事業費 | 事業費 | 事業費 | 5,798,000 | 0 | 和歌山電鉄貴志川線調査事業① （事業用ボールペン購入） | 220,000 | 3,426,000 | ▲ 2,372,000 |
| | | | | | 和歌山電鉄貴志川線調査事業② （1日乗車券 20名分） | 16,000 | | |
| | | | | | 形成計画の達成状況の評価に係る 事業委託 | 3,190,000 | | |
| 予備費 | 予備費 | 予備費 | 1,000 | 0 | | 0 | 0 | ▲ 1,000 |
| | | | 5,799,000 | | | 3,426,000 | 3,426,000 | ▲ 2,373,000 |

歳入合計 — 歳出合計 = 1,102

差引残額1,102円は、次年度へ繰り越すこととする。

令和2年度
紀の川市地域公共交通活性化再生協議会
会計歳入歳出決算監査報告書

令和2年度紀の川市地域公共交通活性化再生協議会会計歳入歳出決算について、諸帳簿ならびに証拠書類を監査したところ、適正であったことを認めます。

令和3年6月14日

紀の川市地域公共交通活性化再生協議会

会長 紀の川市副市長 林 信良 様

監査委員 水村 清隆 

監査委員 中嶋 宏 

議案第3号

令和3年度事業計画（案）について

- 国庫補助事業「地域公共交通確保維持改善事業」に基づく事業の実施について、次のとおり承認を求める。

地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について・・・別冊資料のとおり

令和3年6月29日提出

議案第 4 号

令和 3 年度会計歳入歳出予算（案）について

■令和 3 年度紀の川市地域公共交通活性化再生協議会会計歳入歳出予算（案）
について、承認を求める。

自：令和 3 年 4 月 1 日

至：令和 4 年 3 月 31 日

（単位：千円）

【歳入の部】

| 款 | 項 | 目 | 予 算 額 | | 比較 | 説 明 |
|-----|-----|-----|-------|-------|--------|---------|
| | | | 本年度 | 前年度 | | |
| 負担金 | 負担金 | 負担金 | 0 | 4,635 | ▼4,635 | 紀の川市負担金 |
| 補助金 | 補助金 | 補助金 | 0 | 1,163 | ▼1,163 | |
| 繰越金 | 繰越金 | 繰越金 | 1 | 1 | 0 | 前年度繰越金 |
| 諸収入 | 諸収入 | 雑入 | 0 | 0 | 0 | 預金利息 |
| 計 | | | 1 | 5,799 | ▼5,798 | |

【歳出の部】

（単位：千円）

| 款 | 項 | 目 | 予 算 額 | | 比較 | 説 明 |
|-----|-----|-----|-------|-------|--------|-----|
| | | | 本年度 | 前年度 | | |
| 運営費 | 会議費 | 会議費 | 0 | 0 | 0 | |
| | 事務費 | 事務費 | 0 | 0 | 0 | |
| 事業費 | 事業費 | 事業費 | 0 | 5,798 | ▼5,798 | |
| 予備費 | 予備費 | 予備費 | 1 | 1 | 0 | |
| 計 | | | 1 | 5,799 | ▼5,798 | |

令和 3 年 6 月 29 日提出

議案第5号

地域巡回バスダイヤおよび路線改正後の「神領北」～「登尾」区間のフリー乗降化について

■西山田地区からの要望への対応について、承認を求める。

別冊資料のとおり

令和3年6月29日提出

議案第 6 号

地域巡回バスダイヤおよび路線改正後における桃山鞆渕コース・細野貴志川コース運行車両の移動円滑化基準適用除外等について

- 株式会社有交紀北が上記路線の運行に際し導入する車両について、交通バリアフリー法における移動円滑化基準の適用除外認定を申請すること等について承認を求める。

別冊資料のとおり

令和 3 年 6 月 2 9 日提出

議案第7号

デマンド型乗合タクシー（赤沼田名手駅前路線）の路線の延長等について

- 株式会社有交紀北が運行する上記路線において、路線の延長および乗降地点を新設することについて、承認を求める。

別冊資料のとおり

令和3年6月29日提出

【参考】紀の川市地域公共交通活性化再生協議会 規約

制定 平成30年6月14日

改正 令和元年6月27日

(名称)

第1条 本会の名称は、紀の川市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、又は地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国自旅第240号）第3条の規定に基づき、生活交通確保維持改善事業（以下「確保維持改善事業」という。）の作成に関する協議及び実施に関わる連絡調整を行い、若しくは地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うことを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 確保維持改善事業及び網形成計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 確保維持改善事業及び網形成計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (3) 確保維持改善事業及び網形成計画に位置付けられた事業の実施に係る調整に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のために必要な事項

(構成員)

第4条 協議会は、次に掲げる団体及び個人をもって構成するものとする。

- (1) 紀の川市長の指名する者
- (2) 法第2条第2号に掲げる公共交通事業者等及びその組織する団体が推薦する者
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者
- (5) 岩出警察署長又はその指名する者
- (6) 道路管理者、学識経験者その他の協議会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則（平成31年紀の川市規則第25号）のとおりとする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第6条 会長は、紀の川市副市長をもって充てる。

- 2 会長は、法定協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、協議会の会計を監査する監査委員を委員の中から任命する。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(副会長)

第7条 副会長は、委員のうちから学識経験者をもって充てる。ただし、学識経験者が複数人いる場合は会長が指名する学識経験者とする。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、会長の職務を代理する。

(監査委員)

第8条 協議会に監査委員2名を置く。

- 2 協議会の出納監査は、監査委員が行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議会の運営)

第9条 協議会は、会長が招集し、副会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員は、都合により協議会を欠席する場合は、代理の者を出席させることができ、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(軽微な事項に関する取扱い)

第10条 協議会において協議が調った事項についての軽微な変更に関する取扱いについては、意見照会をもって議決に代えることができるものとする。

(協議結果の尊重義務)

第11条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(部会)

第12条 協議会は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の設置に際し、組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(守秘義務)

第13条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第14条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局長は、紀の川市企画部長をもって充てる。

3 事務局次長は、紀の川市企画部地域創生課長をもって充てる。

4 事務局員は、紀の川市企画部地域創生課の職員をもって充てる。

(経費)

第15条 協議会の運営及び事業に要する費用は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第17条 協議会は、市民又は公共交通に関する学識経験を有する委員に対し、報酬を支給することができる。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規約は、平成30年6月14日から施行する。

この規約は、令和元年6月27日から施行する。